

平成30年（行ウ）第33号 未払賃金請求事件

原告

被告 埼玉県

原告準備書面 9

2020（令和2）年7月3日

さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 若 生 直 樹
同 江 夏 大 樹

本書面では、被告作成の準備書面（4）に対する認否反論を行う。

第1 第1（原告準備書面5の主張に対する認否）に対する認否反論

1 第1項について

(1) (6)について（2頁）

休憩時間や勤務時間自体が校長により異なることはないということとは認める。もっとも、言うまでもないが、労務管理とは、休憩時間や勤務時間の長さを設定することのみを指すものではなく、労働基準法を遵守し、労働者の健康やモチベーションを維持するため、労働者の勤務時間を把握・管理し、休憩時間を確実に確保させることを含むものである。

(2) (7)について（2頁）

原告が休み時間、授業を担当していない時間、児童下校後の時間

などを事務作業に当てることができたことは認める。もっとも、原告に課されていた多岐にわたる業務をこなすのに十分な時間が勤務時間内に確保されていたとは、到底言えないのが実態である。

すなわち、原告準備書面 5 で述べた通り、原告は、出勤してから児童が下校するまでの間、原告が授業を担当しない音楽・書写の時間（週 2. 5 コマ）を除き、事務作業に当てるとは存在しない。短縮授業の日には、授業のコマ数が少なくなる代わりに、行事やその準備、会議等、他の業務が割り当てられるため、やはり事務作業に当てることができない。終業式の直前には、2 日間だけ短縮日課が設けられ、通知表作成等の作業に当てることができるが、通知表作成のみを考えても上記 2 日間の勤務時間内で終わられるものではないことは、原告準備書面 6（14 頁）や同 8（8 頁）で述べた通りである。

また、児童下校後の時間帯も、16 時 20 分から 16 時 45 分まで（平成 30 年度は 16 時 15 分から 16 時 45 分まで）は休憩時間であるから、勤務時間中に原告が事務作業に当てることができる時間はわずかである。ただし、実際には休憩時間を利用して原告は事務作業を行っていたところ、その休憩時間中にすら、会議等の他の業務が割り当てられることが多かった。その結果、原告は、勤務時間外まで業務に従事せざるを得ないのである。

2 第 2 項について

(1) (1)について

ア ウについて（3 頁）

（ア）の第 2 段落は、保護者からの欠席の連絡は原則として連絡帳で行うことになっていること、電話による欠席連絡は管理職

も対応していることは認め、その余は否認する。学校から保護者に対し、その都度、欠席の連絡は連絡帳で行うように伝えるようにしていたこともあったが、結局電話連絡は来てしまい、教員側もその連絡を受けるだけで精一杯であるため、結局、保護者から学校への電話連絡は後を絶たないのが実際である。そして、実際に電話がかかってきている以上、職員室に在席している教員は電話に出て対応するのが当然に求められるのであり、管理職だけが電話対応をすれば良いような状況ではない。

(イ) の第 2 段落は、不登校児童への対応は担任 1 人で行うわけではなく、管理職、通級指導教員、特別支援員、学年教員、養護教諭、市の教育センター、特別支援教育コーディネーターなどと連携して対応していることは認め、その余は否認する。ただし、左記の教職員も全て勤務開始時刻は 8 時 30 分である。そして、実際には、誰がいつどのように不登校児童に対応するかについての具体的な計画が策定されているわけではなく、担任教員が勤務時間開始前に不登校児童に対応することを免除されていたわけではなかった。担任教員としては、勤務時間開始前から勤務を開始しなければ、不登校児童の対応をすることは不可能であるから、当然、勤務時間外の業務が発生するのであって、担任教員の負担がなくなることはなかった。児童の登校が 7 時 50 分～8 時 10 分であるのに対し、教職員の勤務開始時刻が 8 時 30 分である点が問題なのである。

(ウ) の第 2 段落は、否認する。平成 30 年度の原告のクラスには、確かに、長期にわたる登校渋りの児童はいなかったが、その時々で登校を渋る（学校に行きたがらない）児童は存在しており、原告はそのような児童への対応を行っていた。

イ エについて（４頁）

（ア）の第２段落は、８時に教室に行き、児童を迎えるよう校長から指示をしたことはないことは認め、その余は否認する。校長は、少なくとも、教室で児童を迎えるよう奨励しており、かかる校長の意を汲んで、原告を含む大半の教員は、８時までに教室に行き児童の対応（教員の本来業務）を行っていたのであり、これを自ら奨励していた校長は、当然これを制止するようなことはなかった。

（イ）の第２段落は、朝マラソンを行っていない児童が存在することは認める。ただし、職員会議においては、全児童が朝マラソンをすること、担任教員らが児童らの監督、監視をすることが提案され、校長により決定されている。

(2) (2)について

ア アについて（５頁）

（イ）（キ）の第２段落は、登校指導に参加しない教員がいたこと及びそのことについて校長から指導をしたことはないことは不知、その余は否認する。登校指導について、校長が協力依頼をしたに過ぎないとはいえないこと、勤務時間の割振り変更を行っていないことは、原告準備書面 7 の 6 ～ 7 頁で述べた通りである。また、校長による教員の人事評価において、登校指導に参加しなかったことを加味することは可能である。

イ イについて（５頁）

（イ）の第２段落は、校庭のライン引きを前日の放課後に行うことが可能な場合があることは認め、その余は否認する。原告準備書面 7 の 8 頁で述べた通り、仮に前日の放課後に行った場合、休憩時間中や勤務終了時刻よりも後の時間帯に行わなければならない

い業務が増えるだけであり、結局、勤務時間外の業務を強いられることに変わりはないし、前日の放課後にライン引きを行う時間が設定されているわけでもない。実際、ほとんどの場合において、ライン引きは朝に行われている。また、ライン引きの担当が月曜日であった場合、前日の放課後にライン引きを行うことは不可能である。原告は、平成31年度の2学期は月曜日にライン引きを担当していた（甲85）。

（ウ）の第2段落は、否認する。

（エ）の第2段落は、否認する。ライン引きは、校長が主宰する職員会議において計画が提案、決定されている（甲85）。慣例として教員間で実施を決定したものではない。

(3) (3)について

ア アについて（6頁）

朝自習の教材の作成を同学年の担任教員と分担していたことは認め、その余は否認する。

教材の作成は他の教員と分担していたとしても、各クラスの朝自習の実施自体は、各担任教員の負担と責任により行われていた。

また、被告は、朝自習の開始が8時30分であることを認めているが、担任教員が8時30分に勤務を開始した場合、教室への移動時間やプリントの配布等にかかる時間を考慮すると、8時30分から朝自習を開始するのはどう考えても無理である。すなわち、8時30分から朝自習を開始するため、担任教員はそれ以前に勤務を開始する必要があることが明らかであって、勤務時間開始前から業務に従事することを余儀なくされていたのである。

イ イについて（7頁）

朝自習の事前準備の方法が指定されていないこと、被告主張の

通り「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されたこと、学校教育法の規定内容は認め、改正の趣旨は不知、その余は否認する。

事前準備の方法は指定されていないとしても、朝自習を8時30分から開始すること及び朝自習の内容は校長から指定されていたのであるから、原告ら教員には、それに合わせて前に準備する時間が当然必要となる。

また、施行規則が改正されたことにより、校長の権限や職員会議の性質が明確化され、これにより、現場における校長の実際上の権限が拡大したのである。

ウ ウについて（7頁）

否認する。

毎週金曜日の「朝チャレ」について、担任教員が指導を行う時間であることが職員会議資料に明記されている（甲32）ように、朝自習は担任教員の責任で実施されるものである。そして、8時30分に朝自習を開始するためには、そのための準備の時間が必要であり、8時20分に出勤し、8時25分には教室に到着して準備をしなければ間に合わない。

このように、担任教員は、8時30分から担当クラスの朝読書等を開始することを求められている以上、8時30分よりも前の時間帯に出勤することもまた求められているのであって、勤務時間開始前の業務について、校長からの黙示の命令があることは明らかである。

エ エについて（8頁）

否認する。

無言移動・無言待機は、児童に直ちに身に着かせることができ

るようなものではなく、これを徹底させるためには、担任教員が付きっきりで指導することが不可欠である。児童に無言行動をさせることは、単に喧嘩をさせないこととは、教員の負担（仕事量）が全く異なることが理解されなければならない。

また、少なくとも、〇〇校長は、職員朝会において、全校朝会の際には開始5分前（8時25分）までには体育館に集合するよう、各担任教員に対して明確に求めていた。全校朝会の日には、朝会のため体育館に移動するよう促す校内放送が、8時20分には流されており、担任教員は、その頃には教室に児童を集合させ、体育館に移動させていた。甲34にも、体育朝会では「5分前に整列できていることが望ましい」と明記されており、校長から人事評価を受ける立場にある担任教員は、これに従い5分前行動を徹底することになる。

3 第3項について（9頁）

(1)のイの第2段落は、否認する。上記の通り、原告は校長から5分前行動を求められていた。

4 第4項について

(1) (1)について（10頁）

イの第2段落は認める。ウの第2段落は、昭和56年と比較し、授業時数が減っていることは認め、その余は否認する。

オの第2段落は、認める。ただし、原告にとって通知表や指導要録の電子化は必ずしも負担軽減につながらなかったし（そもそもパソコン入力に慣れていないことに加え、パソコンソフトの不備について原告準備書面8の14頁参照）、教室に登校できない児童に対す

る担任外の教員による学習補助も、原告の負担軽減の効果はなかった。

(2) (2)について (10頁)

ウの第2段落は、否認する。教員は授業中には授業に専念するのは当然のことであり、授業中に事務作業を行う時間はないし、校長も教員には授業に専念することを求めていた。したがって、授業中に他教科のドリルの丸付けなどを行うことはない。被告の教育委員会は、児童にテストを行わせている間に、教員がドリルの丸付けなどの事務作業を行うことを認めているということの良いのか。ドリルの丸付けに限らず、他の事務作業を行うことについても認めているということの良いのか。この点を明らかにされたい。

ウの第3段落は、不知。ただし、校長が授業を巡回した際には、教員の仕事ぶりを観察することになり、それが教員の評価にもつながるのであるから、教員は、校長の方針に従った行動を取る（授業への専念）のが当然である。

(3) (3)について

ア アについて (11頁)

(イ)の第2段落は、認める。ただし、原告に課されていた多岐にわたる業務をこなすのに十分な時間が勤務時間内に確保されていたとは、到底言えないのが実態であることは、先に述べた通りである。

イ オについて (12頁)

(イ)の第2段落は、認める。アに同じ。

(ウ)の第2段落は、児童への対応に必ずしも20分かかるわけではないという点は認める。児童への対応はその時々で臨機応変に行うものであるから当然である。ただし、実際には、児童への

対応だけで休み時間の20分が経過することは珍しくなかった。

(エ)の第2段落は、調査結果の内容については認める。ただし、当該調査のカウント対象となる児童に限らず、何かしらの学習面・行動面での問題を抱えており、病名はつかなくとも、担任教員が目を掛けなければならない児童は存在するのであり、原告が述べているのはそのような意味での児童の割合である。

(キ)の第2段落は、認める。

ウ カについて(13頁)

否認する。

音読カードは、保護者からのコメントを記入する欄があること(甲37)からも分かるように、宿題として課すことが想定されている。また、ドリルについても、年間指導計画に記載されているものではなく、授業時間中に活用することは困難であるし、朝自習の内容は学校・学年全体で別途決まっているため(甲32)、宿題として課すことが、全校統一で児童に購入させたドリルの現実的な活用方法となる。

そして、児童に宿題として課した以上、その確認作業が担任教員の側には発生するのである。学校からも、3年生には30分以上の家庭学習に取り組ませ、その内容を担任教員が確認することが求められている(甲32の6～7枚目)。

エ キについて(14頁)

(ウ)の第2段落は、否認する。平成12年以降、校長の決定により、学校全体で取り組むべき宿題や提出物が増加し、それに伴い教員の確認作業が増えたことは事実である。

オ クについて(14頁)

(ア)の第2段落は、否認する。被告は、原告ら教員に課せら

れた業務は勤務時間内に処理することが可能であり、いつどのような業務を行うかは各教員の裁量に任せられていると述べるのであれば、原告ら教員の業務量をどのように把握し、どのような根拠に基づいて「勤務時間内に処理することが可能である」と主張するのか、明らかにされたい。

(ウ) の第 2 段落は、否認する。校長は、教員に対し、特別教室や校庭・体育館への児童の引率と「無言・無音移動」の徹底等を求めているのであって（甲 35）、これは校長が休み時間における業務を命じている、すなわち教員は校長の指揮命令下に置かれた状態で勤務を管理されていることを意味している。

(4) (4)について

ア イについて（15頁）

第 2 段落は、否認する。給食の時間中に事務作業ができなくなったのは、校長の決定により、給食指導の方法や無言配膳の徹底、食物アレルギーを持つ児童への対応等が具体的かつ詳細に指示されるようになり、教員の負担が増大したからである（甲 40）。また、人事評価制度の導入により、教員は、校長が決めた方針を遵守することがより求められるようになった。これらのことが、教員の長時間労働を発生させた要因になっている。

イ カについて（16頁）

第 2 段落は、認める。もっとも、食物アレルギーを持つ児童への危機管理については、担任教員が主導となって対応することが求められており（甲 40 の 6 頁）、児童への指導、除去食の確認・確保、食事中的関係児童の表情等の観察からアレルギー症状が発生した場合の対応（エビペンの使用を含む）まで、担任教員にその役割が課せられているのであって（甲 40 の 7 頁）、担任教員

は、子供の命に係わる極めて重い責任を負っているのである。そのような中で、給食指導をしながら事務作業を行うことは、まずもって不可能である。

ウ クについて（１６頁）

第２段落は認め、第３段落は否認する。

平成２９年度の〇〇校長は、教員に対して残菜を減らすようにという指示を出しており、残菜をなくすことも給食指導の一環であった。また、校長は、学級毎の残菜量のデータを把握することが可能であった。

エ コについて（１６頁）

第２段落は、認める。

オ シについて（１７頁）

第２段落は、否認する。少なくとも、平成２９年９月から平成３０年７月までの間に、給食時間中に事務作業を行っていた教員がいたことを原告は把握していない。

カ セについて（１７頁）

第２段落は、否認する。乙２０の学校経営方針には、「３本年度の重点」の（６）アとして「無言清掃の徹底」が掲げられている。さらに、学習規律として無言・無音移動の指導が、給食指導として無言配膳の指導を求めている（甲３５、甲４０）。このように、〇〇校長は、無言行動を重視し、あらゆる場面において無言行動の指導を教員に求めていたのである。

(5) (5)について

ア イについて（１７頁）

第２段落は、歯磨き指導が給食時の教員の業務として課されていたことは認める。

イ オについて（１８頁）

第２段落の第１文は、認める。

同第２文及び第３文は、話し合いにより当初の案が修正されることがあることは認め、その余は否認する。話し合いを経て、決定権者である校長が修正の必要を認めれば修正されることはあるかもしれないが、逆に校長が修正の必要を認めなければ、他の教職員から多数の反対意見が出たとしてもそのまま決定されることになる、すなわち結局は校長の判断によって決まるのである。

ウ カについて（１８頁）

第２段落は、認める。被告が認める通り、担任教員には、教育公務員として、校長が決定した職務に従事することが求められるからこそ、かかる職務をこなすために、勤務時間外の労働が発生しているのである。

(6) (6)について

ア イについて（１８頁）

第２段落は、否認する。少なくとも、平成２９年９月から平成３０年７月までの間に、清掃時間中に教員が事務作業を行うことは不可能であった。児童に「無言清掃」を徹底させるためには、教員が付きっきりで児童の指導をすることが不可欠であり（さらに、クラスの清掃場所として、教室だけでなく、特別教室や階段も割り当てられていた）、事務作業を行いながら児童の指導を行うことは、まずもって無理であった。

イ ウについて（１８頁）

第２段落は、否認する。清掃指導の内容として「無言清掃」指導が求められるようになったのは、平成１２年以降のことである。

ウ エについて（１９頁）

第2段落は、否認する。

エ オについて（19頁）

第2段落は、否認する。なお、先に述べた通り、校長の学校経営の重点項目には、「無言清掃」の指導が掲げられている（乙20）。

オ ケについて（19頁）

第2段落は、否認する。

生徒指導などの対応のためというが、清掃の時間に限って、そのような対応が必要になるというのは不自然であり、無言清掃が徹底されているか否か等を観察していると受け取るのが自然である。

また、校長が学校経営の重点項目として無言清掃の徹底を掲げている以上、担任教員にはそのための指導が当然求められるのであり、かかる方針に反してまで、清掃の時間に事務作業を行うことができる状況ではなかった。

(7) (7)について

ア イについて（20頁）

(ア)の第2段落は、否認する。ドリルは、毎日1頁ずつ児童が取り組み提出するものであるから、担任教員は、児童から提出された当日に確認して返さなければならない。被告の主張は、被告が原告ら教員の仕事を全く把握していないことをよく示している。

イ ウについて（20頁）

(ア)の第2段落の第1文は、認める。ただし、校長が「望ましい」と述べている以上、その意を汲んで昼休み中に児童と遊ぶよう努めるのは普通のことであるし、少なくとも、教員としての

業務遂行の一環として認められるべきものであり、校長が教員に休憩時間を確保させていなかったことに変わりはない。

同第2文は、平成30年度の〇〇校長については認め、その余は否認する。同第3文は、否認する。

(イ)の第2段落は、認める。もっとも、それによって担任教員が休憩を取ることができていたわけではない。

(イ)の第3段落は、認める。

(ウ)の第2段落は、否認する。行事の実施は、職員会議に提案された事項を、校長が決定し、実施していたものであるところ、被告自身が認めるように、教員は校長が決定した職務に従事することが求められていたのであるから、個々の教員の判断によって行事に参加せずに休憩を取ることが不可能であった。その意味で、個々の教員にとっては、一方的に行事を入れられていたのである。

(エ)の第2段落は、否認する。勤務時間の調整が行われていなかったことは、既に指摘した通りである。

ウ エについて(21頁)

(ア)の第2段落は、否認する。被告は、チャイムとともに授業を開始することを「児童の学習権を保障する意味でも必要なこと」として明確に要求しておきながら、「校長から原告に対してチャイムとともに開始するよう命じたことはない」と述べるが、これは明らかに矛盾した主張である。チャイム(授業開始時間)と同時に授業を開始するためには、そのための準備や移動時間が必要であるから、教員は、授業開始時間前から業務に従事することを校長から命じられているといえることが明らかである。

(イ)の第2段落及び第3段落は、平成30年12月以降については認めるが、本件の請求期間外である。

(ウ) の第 2 段落は、職員会議が校長の職務の円滑な執行を補助するものであることは認め、その余は否認する。

エ オについて (22 頁)

(ア) の第 3 段落は、否認する。

(イ) の第 2 段落は、休憩時間の変更を最初に提案したのは原告ではないという点は認め、その余は否認する。平成 30 年 4 月 3 日の職員会議において、休憩を取ることができない状況は違法であるという原告の意見に対して、他の教員から休憩時間の変更についての提案があり、これを原告は肯定し、最終的に校長もその提案を受け入れ、休憩時間の変更が同日決定されたのである。

(ウ) の第 2 段落は、否認する。そもそも、先に述べたように、校長は、昼休み中には児童と遊ぶことを奨励しているのであって、その意を受けて教員が児童と遊ぶことは、教員としての業務遂行の一環であり、休憩時間ではない。

オ カについて (23 頁)

(イ) の第 2 段落は、争う。

5 第 5 項について

(1) (1)について (24 頁)

オの第 2 段落は、否認する。給食の準備時間は「無言配膳」であり、児童が問題を訴えることはできない。

(2) (3)について (24 頁)

イの第 2 段落は、認める。ただし、校長が教室管理を要求し、教員の本来的な職務として原告が教室整理を遂行した時間は、校長の命令により校長の指揮命令下に置かれた時間であることが明らかである。

(3) (4)について

ア アについて（25頁）

第2段落は、認める。ただし、被告自身、16時30分よりも早く終わった「ことがあった」としか主張できないことから分かる通り、本来の休憩時間である16時15分ないし20分までに終えることが徹底されていたとは到底言えない状況であった。

イ イについて（25頁）

第2段落は、認める。アに同じ。

ウ エについて（26頁）

第2段落は、否認する。原告が勤務していた学校において勤務時間の割振り変更がなされていた事実はない。

エ オについて（26頁）

第2段落は、否認する。正規の勤務時間外に出席を命じることができるのは、職員会議及び児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合における会議について、「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるとき」に限られる。なお、このような要件に該当するような緊急の会議が開催されることは、滅多にあるものではない。

オ カについて（26頁）

第2段落は、認める。

(5) (5)について（26頁）

第2段落は、否認する。会議や打合せについて休憩時間内に設定しないよう校長から指導されていた事実や、勤務時間の割振り変更の指示を出していた事実はない。

(6) (6)について（26頁）

否認する。(5)に同じ。

(7) (7)について

ア アについて（27頁）

㊦（賞状の作成）が、本来的業務でもなく校長が命じた業務でもないという点は、否認する。校長が、児童の表彰については学年で統一することを命じたことから、原告は、賞状の作成をせざるを得なかった（作成するか否かにつき自由なのであれば、作成はしなかった）のであって、賞状の作成は、教員の本来的業務ではないが、校長が命じた業務である。その他、各業務の性質については、原告準備書面6及び8で述べた通り。

イ イについて（27頁）

（イ）の第2段落は、認める。ただし、記入が免除されていたわけではない。

（ウ）の第2段落は、認める。ただし、ふらいでいは毎週金曜日に児童に配布する宿題であるから（甲32）、ふらいでいの作成業務は、原則として毎週必ず発生していた業務である。

（エ）は、第1文及び第2文は認め、第3文は否認する。週案簿は、教員全員に同じ書式が配布されており、決められた書式で作成するのが通常である。また、週案簿をいつ作成するかは教員により様々であるのはその通りであるが、問題は、週案簿の作成には膨大な時間がかかり、勤務時間内の空き時間だけで処理することは不可能であったという点である。

（オ）の第2段落は、否認する。

ウ ウについて（28頁）

（ウ）の第2段落は、否認する。繰り返し主張してきた通り、原告に課されていた多岐にわたる業務をこなすのに十分な時間が勤務時間内に確保されていたとは、到底言えないのが実態であ

る。

エ エについて（29頁）

（ア）の第2段落は、認める。

以上